

手形・小切手を利用中の方にお知らせ

でんさいライト

でんさい®のサービスを、かんたんに



インターネットバンキング(IB)契約がなくてもでんさいを利用できます!
パソコンだけでなく、**スマホ** や **タブレット** からでも利用OK! **操作も簡単!**

紙の手形・小切手の全面的な電子化に向け、ぜひでんさいライトのご利用を!



政府は約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う方針を示しており、金融界としても2027年3月末までの紙の手形等からでんさいなどへの移行を強力に推進しています。

// でんさいライトの3つのポイント //

POINT 01 **かんたん操作**



スマホやタブレットを使って直感的に操作が可能!

POINT 02 **IB契約不要**



IBを使わなくても、でんさいネットが提供する**操作画面に直接アクセス**し利用が可能!

POINT 03 **安価な手数料**



基本手数料は不要!
1件ごとの手数料のみで利用が可能!

手形の利用枚数が少ない方に
でんさいライトは**基本手数料がかからない**ため、利用件数が少ない場合でも切り替えメリットが期待されます。

取引先からでんさいの受取利用を勧められている方に
でんさいライトは**IB契約が不要**なため、気軽にでんさいの利用を始められます。

でんさいライトとは?

IB契約がなくてもでんさいを利用できる基本手数料が不要なサービスです。インターネットに接続できる環境があれば、現在、お使いのパソコン・スマートフォン・タブレットを通じてご利用いただくことができます(アプリをインストールする必要はありません)。なお、でんさいライトの利用を開始するには、口座を開設している取引金融機関(でんさいライト取扱い金融機関)へのお申込みが必要となります。

※でんさい®は、株式会社全銀電子債権ネットワークの登録商標です。

特設ページでも最新情報や動画等を掲載中!



<https://www.densai.net/densai-light/>

でんさいライト

検索

でんさいライトの利用までの流れ



利用申込

十八親和銀行の取引店舗もしくは口座開設店舗に利用申込書・口座振替依頼書等の必要書類を提出 ※お申し込みにあたり所定の審査がございます。予めご了承ください。



初期設定

でんさいネットから送付される「利用開始通知」「スタートガイド」をもとに初期設定等を実施



取引先と調整

取引先と利用者番号や口座情報等を連携し、債務者側が各情報を登録

利用開始

従来のでんさいネットサービスとの比較

	でんさいライト	でんさいネットサービス(でんさいライトを除く)
IB契約/基本手数料	不要	(原則)必要
1件当たりの手数料	でんさいネットが一律設定※1 主な手数料(税込):発生記録手数料264円※2 譲渡記録手数料132円※3 分割(譲渡)記録手数料264円	金融機関が設定
利用申込先/資金決済	十八親和銀行	十八親和銀行
使用デバイス	パソコン・スマホ・タブレット	主にパソコン
利用画面	でんさいネットが提供	十八親和銀行が提供
債権金額の範囲	1円以上100万円以下※4 (債務者請求等1件当たり)	1円以上100億円未満

※1 具体的な手数料金額については、でんさいライト特設ページに掲載中。※2 発生記録とは、手形の振出に相当。※3 譲渡記録とは、手形の裏書譲渡に相当。

※4 受取または譲渡で利用する場合の上限額はなし。



でんさいライトのセキュリティについて

でんさいライトは複数の認証を経てでんさいの支払等の操作を行うため、不正利用されにくい仕組みとなっています。*

*事業者さま自身においてもセキュリティ対策をお願いします。

でんさいとは?

株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称「でんさいネット」)が提供する電子記録債権のことで、手形の問題点を克服した金銭債権です。手形と同様に利用できることに加え、手形と比較して、①コスト削減、②事務負担軽減・業務効率化、③リスク低減、④資金繰り円滑化の4つのメリットがあります。



※一般社団法人全国銀行協会の100%出資子会社



サービスに関する
問合せ

申込に関する
問合せ

でんさいライトコールセンター

 0120-585-866 (平日9時~17時)

十八親和銀行の取引店舗もしくは口座開設店舗

WEBサイトでもご案内中!
<https://www.densai.net/>

でんさい

検索

